

第 35 回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	会議名	第 35 回安曇野市都市計画審議会
2	日時	平成 27 年 11 月 27 日 午後 1 時 25 分から午後 3 時 30 分まで
3	会場	安曇野市役所全員協議会室
4	出席者	柳沢会長、浅川委員、白井委員、下田委員、山田委員、太田委員、 宮崎委員、矢澤委員、青木委員、内川委員、加藤委員、猪狩委員、 宮下委員
5	担当課出席者	都市建設部 横山部長、都市計画課 細萱課長、山浦係長、本郷副主幹、 田中主査、中嶋主任
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0 人 記者 0 人
8	会議概要作成年月日	平成 27 年 12 月 10 日

協 議 事 項 等

【協議事項】

安曇野市の土地利用制度改正案について

【会議概要】

安曇野市の土地利用制度改正案を示し、都市計画審議会の意見を聴いた

【主な意見】

- ・ 田園環境区域での拡大ということであるが、手続きは、農振の手続きとは別か。
→ 他法令の手続きについては、別に行う。条例ではどうすることもできない。(事務局)
- ・ 三郷、明科の準用途地域で建ぺい率、容積率が緩和される。豊科、穂高以外は都市計画法の用途ではない。他の地域については、用途指定はどのように考えているか。
- ・ 景観上の問題として、戸建て住宅での緑化に影響が懸念される。景観の流れが寸断されることはないか。建ぺい率、容積率を変えなければならないか疑問に思う。
→ 制度評価委員会では、法定の用途地域を入れるか、独自の用途を入れるかを決めるには時期尚早との意見である。(事務局)
→ 法令上、白地用途は建ぺい率 60%、容積率 200% である。それを条例により建ぺい率 60%、容積率 100% と厳しくしている (事務局)
- ・ 太陽光発電について、地上高は必要最低限とある。フェンスの色は周辺景観と調和のとれた色合いとあるが、配慮が必要であると思う。
- ・ 設置個所周辺の民家、農地等に、太陽光発電施設等の設置による影響を及ぼすおそれがある場合は、あらかじめ説明しなければならないとあるが、影響を及ぼすおそれがあるかどうかの判断は誰がするのか。
- ・ 特定開発は住民説明会が必須である。それ以外の場合の説明会は。机上での判断だけか。土砂崩落など心配されるが現地は見ないのか。
- ・ 事業開始後の施設の管理者等の連絡先が設置されていない。
- ・ 施設が劣化してその用をなさなくなったとき、その処理を管理者が行うことを文書などで

確約しておく必要があるのではないか。

- そういったことを早いうちに決めておくことが必要である。先を見据えた対応を検討してもらいたい。
 - 太陽光パネルの高さは、低いものでは1.2m位。高いものだと2m超の場合もあるが、周辺の住民への配慮や、積雪の対策など、一概に数字で表すのは難しい。・ 国として自然エネルギー利用を政策として進めている。景観への影響だけではなくCO2の削減につながることから、全てを疎外することはできない。また、安曇野市が拒否して、他の市町村へ押し付けることは良いのか疑問である。
 - 太陽光発電施設に限らず市民からの要求により説明会が開催できるようになっている。土地利用審議会では縦断面図や周辺の写真を方向別に添付して判断していただいている。現地視察も行ったこともある。連絡先の設置は行っていない。劣化については空き家と同じく個人の所有権について指導することは困難と考える。
- 耕作放棄地は集約していかなければならないが簡単にはいかない。後継者がいないため太陽光発電を設置するケースがある。油断していると太陽光だらけになってしまう可能性もある。農政や、市民の知恵も借りて、市として独自の方向へ持って行ってもらいたい。今回の太陽光発電施設についての明文化は非常に良いことである。
- 5年前に、土地利用条例と景観条例を一緒に策定している。景観条例についても5年で見直しを行うとしている。それぞれ連携を取って議論をしていただきたい。
 - タイムラグはあるかもしれないが、議論をしていく必要があると考える。

【結論】

- 土地利用条例に則り、来年1月に都市計画審議会を開き意見聴取を行う。
- 現在パブリックコメント中であるので、ご意見があれば事務局までお願いする。